

# 公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

令和5年2月1日

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室長 足立 敏通

## 1 業務名

令和5年度原子力規制委員会情報セキュリティ対策に係る支援業務

## 2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 組織の実績・資格等
  - ① 請負者は、下記の資格及び実績を有すること。
    - ・本業務を実施する組織（会社全体または所属部門）において ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。
    - ・本業務を実施する組織（会社全体又は所属部門）において ISO9001（QMS）の認証を取得、あるいはこれに相当する品質マネジメント体制を有していること。
  - ② 本業務を実施する組織（会社全体又は所属部門）において、本領域における事業の実績を複数有すること。また省庁等における情報セキュリティ対策、各種脆弱性等に関する評価、情報セキュリティ監査業務等を中心としたコンサルティング業務を専門とする部門として10名以上の要員がいること。
  - ③ 過去3年間において、本領域における事業の実績を複数有すること。特に情報システムにおけるペネトレーションテスト、プラットフォーム診断等のセキュリティ診断の実績を毎年3件以上有し、うち年間1件以上はペネトレーションテストの実績を含むこと。
- (7) 従事者の実績・資格等
  - ① 本業務の責任者として、以下の資格又は実績を有すること。

本業務と類似する中央省庁等の業務（複数が望ましい）において、プロジェクト管理の経験を有するとともに、プロジェクト管理の実務経験を10年以上有すること。

また、以下のいずれかの資格又は同等の能力を有すること。

- ・ PMI (Project Management Institute : 米国プロジェクトマネジメント協会) が認定する PMP (Project Management Professional)
  - ・ 経済産業省が認定する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ
- ② 本業務の主たる各担当者は、以下の実績及び資格を有し、関連するセキュリティコンサルティング業務の経験が5年以上であること。
- ・ 情報セキュリティマネジメントに関わる業務 (情報セキュリティポリシー等の改定及び情報セキュリティ教育・自己点検の実施等) において、中心的役割を担う者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づいた中央省庁等における情報セキュリティポリシー及び対策の実施手順の作成に関する支援業務等において、複数の経験を有すること。
  - ・ 本業務に従事する者の能力を明確にするため、高度な情報セキュリティ技術を必要とする業務の中心的役割を担う者は、以下のうち1つ以上の資格を有すること。なお、本業務におけるインシデントレスポンス支援に携わる者は、自組織以外におけるセキュリティインシデント対応の業務経験を3年以上有していることが望ましい。
    - ・ 情報セキュリティ・プロフェッショナル認証資格 (C I S S P)
    - ・ 情報処理安全確保支援士 (旧 : 情報セキュリティスペシャリスト) 又は公認情報システム監査人 (C I S A)
    - ・ I Tストラテジスト又は I Tコーディネーター
- ③ 本業務に従事する全ての者が、政府機関統一基準群について理解し、関連する業務経験を有すること。また、本業務に従事する全ての者は、所属元の就業規則に秘密保持に関する項目が記載されている、又は雇用者と被雇用者の間で秘密保持に関する契約が締結されていること。

### 3 契約候補者の選定方法

「令和5年度原子力規制委員会情報セキュリティ対策に係る支援業務」に関する企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出が無い場合は、この限りでない。

### 4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

#### (1) 企画競争説明書の交付

原子力規制委員会ホームページの「調達情報」から「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルをダウンロードして入手すること。

<https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

#### (2) 問い合わせ先

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房総務課情報システム室 担当 殿岡

T E L 0 3 - 5 1 1 4 - 2 1 3 0

メールアドレス tonoka\_hiroaki\_x7g@nra.go.jp

## 5 企画競争説明会の開催

企画競争参加者に対する説明会を開催する。

(1) 日時 令和5年2月6日(月) 14時00分

(2) 場所 原子力規制委員会原子力規制庁 会議室

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル5階

※1 参加人数多数の場合は1社1名とする。

※2 本会場では企画競争説明書を交付しない。

## 6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は電子メールにて受け付ける。

(1) 受付先 4(2)に同じ

(2) 受付期間 令和5年2月17日(金) 12時00分まで

(3) 回答 令和5年2月20日(月) 17時00分までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

## 7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和5年2月22日(水) 12時00分

(2) 提出先 4(2)に同じ

(3) 提出方法 電子メール、持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

## 8 企画提案会の開催

(1) 必要に応じて企画提案会を開催する。開催する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、有効な企画書等を提出した者に対して別途連絡する。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

## 9 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

## 10 その他

(1) 契約締結日までに令和5度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(2) 本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。